

4つの活用方式の流れは、以下に示すとおりです。

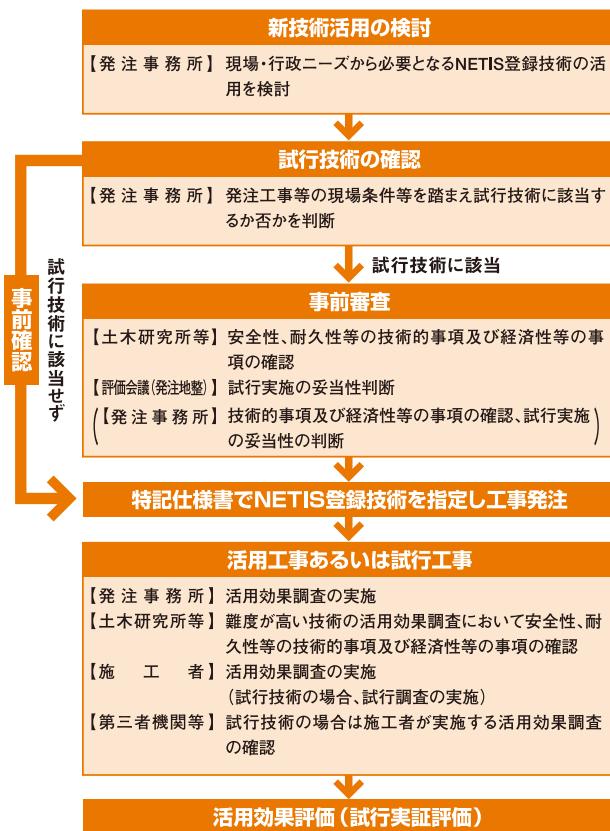
### ■実行申請型

実行申請型は、過去の活用実績がない、または少ないため、技術の成立性を確認する必要がある新技術を対象に、開発者からの申請により事前審査及び試行を実施し、事後評価を行うタイプです。実績がある技術で事後評価のみを実施する場合も、このタイプで運用します。



### ■発注者指定型

発注者指定型は、直轄事業における現場ニーズ・行政ニーズ等により必要となる新技術を、発注者の指定により活用または試行し、事後評価を行うタイプです。

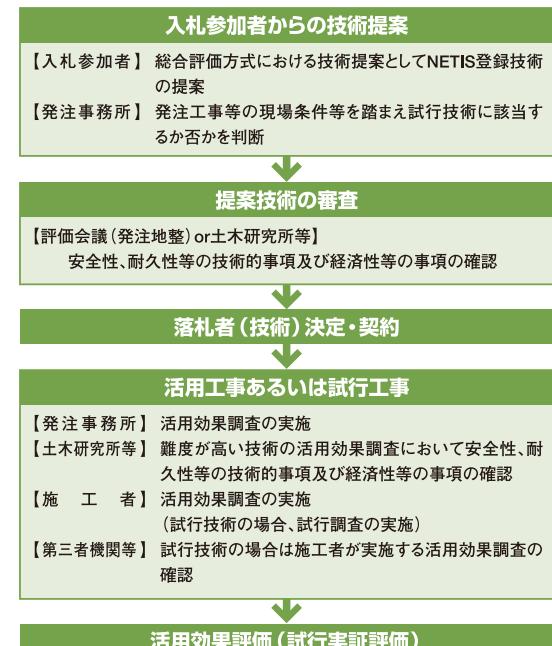


### ■施工者希望型

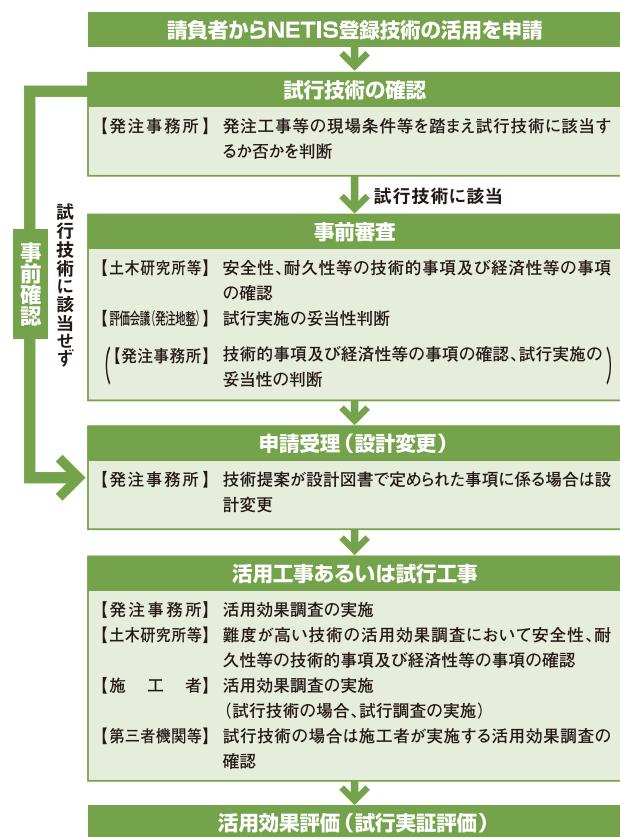
施工者希望型は、請負工事等において、請負者の申請による試行または活用を実施し、事後評価を行うタイプです。多様な入札契約方式(総合評価方式、設計・施工一括発注方式等)による活用等も含みます。

技術難易度の高い工事や大規模工法等はこのタイプで運用します。

#### ① 総合評価方式による技術提案の場合



#### ② 請負工事締結後の提案の場合



### ■フィールド提供型

フィールド提供型は、直轄事業における現場ニーズ・行政ニーズ等により、具体的なフィールドを提供して新技術の提案を求めます。その中で、適切な技術提案があった場合には、新技術の試行を実施して事後評価を行うタイプです。



### Point 2 NETIS(評価情報)を新たに構築

事後評価を受けた技術情報のデータベース「NETIS(評価情報)」を新設し、NETIS(申請情報)の技術が事後評価を受けた場合は、NETIS(評価情報)に掲載されるという流れを再構築しました。

これにより、技術の峻別を進め、有用な新技術の積極的な活用促進を図ります。

なお、これまでの民間開発者からの申請情報は、「NETIS(申請情報)」として開発者からの申請データに基づくもので、検証されていないものであることを明確にしました。

また、従来NETIS登録技術を試行または活用するためには、「NETIS(申請情報)-情報種別記号:A」への移行が必要となります。